

荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託
提案評価方式業者選定募集要項

令和 6年12月10日

荒川区教育委員会事務局

1 趣 旨

荒川区では、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、それらを活用して学習課題を解決させることができる思考力、判断力、表現力、学ぶ意欲等を含めた確かな学力を児童生徒一人ひとりに身につけさせていくことを教育の基本的な目標としている。

「学力向上のための調査」は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、その調査結果を用いて授業改善をはじめとする様々な学力向上策に取り組み、児童生徒の学力を向上させることを目的として実施するものである。

本要領は、令和7年度の本業務委託の実施にあたり、提案評価方式（以下、「プロポーザル」という。）により契約の相手方を選定するものである。

2 委託業務の内容

(1) 件 名

荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託

(2) 委託内容

別添 荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託仕様書（以下、「仕様書」という）のとおり。

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

荒川区指定場所

(5) 提案限度額

30,228,387円（税込）

※限度額超過の提案は無効とする。

※上記限度額は令和6年度荒川区議会定例会2月会議により、令和7年度予算が可決された時に成立するものであり、金額が変更する可能性がある。

3 参加資格

本プロポーザルには、以下の事項の全てに該当する事業者が参加できるものとする。ただし、契約締結までに以下の要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 国又は地方公共団体等において、学力調査に関する受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 荒川区契約事務規則第7条の2に規定する資格審査サービスに登録されていること。
- (4) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）や民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。
- (6) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。

※関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載のある定義による。

- (7) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。
- (8) プライバシーマークの付与又はI SMSの認証を受けていること。

4 選定スケジュール（予定）

	事 項	年 月 日
1	公募開始、区ホームページにて募集要項公表	令和6年12月10日（火）
2	参加申込書受付締切	令和6年12月20日（金）
3	質問受付締切	令和6年12月23日（月）
4	質問回答期限	令和6年12月27日（金）
5	提案書提出締切	令和7年1月16日（木）午前
6	評価委員による1次審査（書類審査）	令和7年1月下旬
7	1次審査結果通知	令和7年1月下旬
8	評価委員会の開催 2次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年2月20日（木）午後
9	優先交渉権者決定	令和7年2月下旬
10	契約審査委員会付議	令和7年3月上旬
11	最終審査結果通知	令和7年3月上旬
12	契約締結決定	令和7年3月上旬

5 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託プロポーザルへの参加申込書（別紙1）
1部

(2) 提出先

〒116-8501

東京都荒川区荒川二丁目2番3号 荒川区役所3階
教育委員会事務局指導室 事務係 学力向上のための調査担当宛て

(3) 提出期限

令和6年12月20日（金）午後5時まで【必着】（郵送または持参）

(4) 参加辞退

参加申込書（別紙1）を提出した者が、本プロポーザルへの参加を辞退する場合には、荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託プロポーザルへの参加辞退届（別紙2）を1部提出すること。（郵送または持参）

6 提案書及び見積書等の提出

本プロポーザルに参加表明をした事業者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

①「事業者概要」(様式第1-1号)

②「学力向上のための調査受託実績」(様式第1-2号)(様式第1-3号)

③「調査問題」(様式第2号)(様式第2-1号)(様式第2-2号)

※様式内に書かれている調査問題例及び関連資料もあわせて提出すること。

④「調査結果帳票等の作成」(様式第3-1号)(様式第3-2号)

※様式内に書かれている調査票等の見本もあわせて提出すること。

⑤「業務の実施体制」(様式第4-1-①号)(様式第4-1-②号)(様式第4-2-①号)

(様式第4-2-②号)(様式第4-3-①号)(様式第4-3-②号)

⑥経費見積書(様式第5号)

⑦プライバシーマークの付与もしくはISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けたことが分かる書類の写し

※①～⑥は16部、⑦は1部提出をすること。

※正本として、①から⑦までを順に束ねたものを1部、①から⑥までを副本として順に束ねたものを15部提出すること。各書類にはインデックスを付して提出すること。

※各提出書類は、予め指定された用紙の大きさ、枚数を超えないように作成すること。

※経費見積書(様式第5号)には「会社印」ではなく「代表者印」を押印すること。

※審査には各提出書類に記載された内容をもとに実施するため、別資料等の提出は不可とする。

※提出書類①から⑦の正本の電子データについてもCD-R等の電子媒体に入れて提出すること。

※事業者を特定できる一切の文言等(事業者名、担当者名、ロゴマーク等)の記載は、正本のみとすること。副本にはこれらにマスキング等を施し、事業者が特定できないようにすること。

(2) 提出方法

上記「6 提案書及び見積書等の提出」(1)提出書類及び提出部数の各一式を以下の方法にて提出すること。

①提出期限

令和7年1月16日(木)午前まで【必着】(郵送または持参)

※提出書類の内容に不備(副本のマスキング漏れ等)がある場合には、1月16日(木)午後5時までに区担当者から連絡をする。

※不備がある場合には内容を修正の上、1月17日(金)午後3時までに窓口へ持参すること。

②提出先

〒116-8501

東京都荒川区荒川二丁目2番3号 荒川区役所3階

教育委員会事務局指導室 事務係 学力向上のための調査担当宛て

③特記事項

・いかなる理由があっても、提出期限を過ぎてからの受付は行わない。

・審査は各提出書類に記載された内容をもとに実施するため、別資料等の提出は不可とする。

- ・審査の都合上、提出期限後の書類の差替え及び再提出は原則として認めない。

7 質疑応答

企画提案書等について不明な点がある場合には、下記連絡先まで電子メールにて送信すること。なお、電子メールの件名については荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託に関する質問とし、質問事項は電子メール本文に記載すること。電話や来訪による口頭での質問は受け付けないものとする。

(1) 質問送付先メールアドレス

shido-jimu@city.arakawa.lg.jp

(2) 質問受付期限

令和6年12月23日（月） 午後5時まで

(3) 質問への回答について

原則として、令和6年12月27日（金）午後5時までに、電子メールにて本プロポーザルに参加意思を表明した全事業者宛てに回答を送付する。

質問者の名称等については公表しない。また、審査に関する質問には応じない。

8 審査の概要

審査は、荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託提案評価委員会において、評価委員会が別に定める評価基準に基づいて実施するものとし、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し、総合評価を行ったうえで、優先交渉権者を選定する。

(1) 審査の実施方法

①第1次審査

評価委員会において、提出された企画提案書等の書類審査を実施する。参加事業者の出席は不要とする。

②第2次審査

第1次審査の結果通知により第2次審査の案内を受けた事業者は、選定委員による指定の日時・会場での提案書等に関するプレゼンテーションを行う。詳細は結果通知書にて案内する。

参加申込が3社以上あった場合は、1次審査における上位3社が2次審査に参加できるものとする。

審査に際しては、必ず本提案の事務に関与する業務担当者の出席を依頼する(上限を3名とする)。なお、第2次審査においては、出席する者の氏名、役職等を記した名簿（書式は別途、第2次審査の案内時に提示する。）の提出を求める。

③特記事項

審査内容や結果に係わる質問や異議は受け付けない。

第2次審査についても別資料等の提出は不可とする。

(2) 審査結果の通知方法

①第1次審査結果

書面にて通知する。なお、第2次審査への進出者には、併せて第2次審査の日程・会場等
を通知する。(令和7年1月下旬を予定。)

②最終審査結果

書面により通知するとともに、区ホームページへの掲載により公表する。(令和7年3月上
旬を予定。)

9 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も高い評価を得た参加事業者を優先交渉権者とし、区は契約締結交渉を行う。
- (2) 区と優先交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合、または「10 その他の注意事項」に定める事由により優先交渉権者が失格となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行う。

10 その他注意事項

- (1) 下記に該当する場合は失格とし、企画提案書にかかる評価は一切実施しない。
 - ①応募要件を満たさなくなった場合、もしくは満たしていないことが判明した場合。
 - ②本プロポーザルの公正な執行を妨げた場合。
 - ③虚偽の提案(参加申込を含む。)をした場合。
 - ④公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した場合。
 - ⑤提出日・提出場所・提出方法が募集要項と合致しない場合。
- (2) 本プロポーザルの参加に関して必要となる費用は参加者事業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、電子媒体を含め返却は行わない。
- (4) 企画提案書等の著作権は、各参加事業者に帰属する。ただし、区が必要と認める場合は、区は参加事業者と協議の上、無償でその内容を使用できるものとする。
- (5) 提案内容に含まれる実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、参加事業者が行うものとする。
- (6) 提出された企画提案書等に関する書類は公表しない。ただし、法律、政令又は条例等に基づき区が開示義務を負う場合においてはこの限りではない。
- (7) 参加事業者は、本資料及びプロポーザルにおいて入手した区の情報等を本件の提案目的以外に使用してはならない。また、第三者に漏らしてはならない。
- (8) 本業務の履行を第三者に委託することは認めない。ただし、業務の性質上やむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ区に協議するものとし、区の承諾を得られたときはこの限りでない。
- (9) 正式な仕様書については、契約締結時に別途調整することがある。

11 問い合わせ及び書類提出先

荒川区教育委員会事務局指導室 事務係 学力向上のための調査担当

〒116-8501 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

電話03-3802-3111(内線3388) FAX:03-3801-9826

Eメール: shido-jimu@city.arakawa.lg.jp